

北九州市工事請負契約約款の運用

(最終改正 令和7年4月1日)

第1条関係

- 1 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、工事内容を十分検討し、慎重に措置すること。
- 2 契約締結後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合には、約款第19条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法の指定をしなければならない。
- 3 第5項において、本約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこと。
- 4 第6項から第11項は、WTO・政府調達に関する協定の発効に伴い、外国企業が受注者となった場合を想定して設けている規定である。

第2条関係

関連工事における工程等の調整は発注者側の義務的事項とされているが、これについては、個々の工事の実情に対応して監督員、監督所管の課長等が行うものとする。

第3条関係

- 1 第1項に定める工程表は、原則として監督員が行う工種工程の管理等に支障をきたさない程度の内容を示すバーチャート（棒線工程表）とする。ただし、比較的大きな規模の工事で、作業が多岐にわたり協議調整を要する面が多いもの等で工程管理上必要と認められるものについては、ネットワークによる工程表を提出させること。工程表の提出は契約締結後14日以内。
- 2 工程表は原則として3部提出させること。
- 3 第1項中に定める「工程表の提出」は、監督所管課において所定の手続終了後、受注者から提出された工程表のすべてに受付印（文書受付印を使用）を押印して、1部を受注者に交付することによって行うものとする。
- 4 第2項において、受注者から契約変更に係る変更後の工程表を提出させるときは、変更契約の締結までに提出させること。
- 5 軽微な工事については、原則として工程表は提出させないものとする。

第4条関係

- 1 本条は、当初契約金額が500万円未満の工事及び当初契約金額が500万円未満で契約変更後に500万円以上の金額となった工事については適用しない。
- 2 当初契約金額が500万円以上であったが、契約変更後の金額が500万円未満となった場合は、契約保証の減額は行わない。
- 3 変更契約後の請負金額が30%以上増額した場合は発注者より契約保証の増額を求め、請負金額が30%以上減額した場合は受注者より契約保証の減額請求があった場合のみ発注者

は契約保証の減額を行う。変更契約後の請負金額が30%未満の増減の場合は、契約保証の増減変更は行わない。

なお、契約保証の増額変更の場合、原則として当初契約時の保証と同種の保証を求める。

- 4 契約の保証に関する具体的な取扱いについては、「契約保証の種類と手続き」を参照すること。

第6条関係

本条は、発注者が受注者の施工能力に対する信頼を保護するため一括委任又は一括下請負を禁止した規定である。「一括下請負」とは、工事の主体的部分をまとめて1人の者に下請負させる場合は勿論であるが、一部を下請負させる場合であってもその部分の施工について、工程の管理、調整等も行わず何ら実質的に関与していないような場合には、一括下請に該当すると解される。したがって、工事の全部又は大部分を細分化して下請負させる場合であっても、受注者が施工計画を総合的に企画し、工事全体の施工の確保をするため、工程管理、下請施工者間の調整、監督等を行う等、下請負部分の施工について実質的に関与している場合は、一括下請負に該当しないものと解する。

第7条関係

- 1 本条の通知請求は、この約款を用いる全ての建設工事において、契約上の権利として、発注者が請求できるものであることを規定したものである。
- 2 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものである。

第7条の3関係

- 1 受注者から施工体制台帳が提出された場合、監督員は、施工体制台帳に記載された「下請負人に関する事項」の「健康保険等の加入状況」を確認すること。
- 2 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としていたことが確認された場合は、「建設工事における社会保険等未加入対策について」（平成31年1月18日付け北九技契制第1053号）により取扱うこと。

第8条関係

- 1 「その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利」には、著作権が含まれる。
- 2 「受注者がある存在を知らなかったとき」とは、発注者が受注者の知悉（受注者が第三者の権利の存在を知っていたこと）を立証したときに発注者の負担義務が免責される。

第9条関係

- 1 監督員を任命した場合は、契約締結の日から7日以内に受注者に対し、監督員選定（変更）通知書（第1号様式）を発するものとする。
- 2 第3項にいう「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について2人以上の監督員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選定（変更）通知書に明示すること。

- 3 監督員等の指示等は、第1条第5項に基づき書面により行うこととされているが、これは監督員の指示等が口頭でなされた場合におけるその有無、内容等について受注者との間における紛争を未然に防止しようとするものであるので、必ず指示票（第2号様式）等書面により行うこと。

第10条関係

- 1 第1項中の（ ）には、建設業法第26条第3項の「公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの」に該当する工事の場合には「専任の」という字句を入れること。

なお、「政令で定めるもの」については、建設業法施行令第27条参照のこと。

- 2 受注者において現場代理人等を定めた場合は、契約締結の日から7日以内に現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書（第3号様式）を監督所管課へ提出させるものとする。
- 3 第2項に定める「現場代理人の工事現場における常駐」及び第3項に定める「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこと」に関する取扱い並びに「現場代理人の兼任を認める工事等」については、別途定める「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」により取扱うこと。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものである。

第12条関係

- 1 第1項中の「職務」とは、第10条第2項及び第3項の規定により、原則として受注者の一切の権限の行使のことであるが、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、現場代理人に対する措置請求の受理、同請求についての決定及びその通知、解除、受注者が個別に委任しないこととしたものは含まれない。

また「著しく不相当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不相当と認めても、本項の対象とはならない。たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となる。

また、現場代理人が外国人等で日本語の能力に問題がある場合においては、通訳が常時同伴しており、いつでも発注者に対応できる体制が整っていれば格別、そうでない場合には職務の執行が著しく不相当であると認められる場合もある。

- 2 第2項において「工事の施工又は管理」には工事現場の運営、取締り、工事の具体的な施工等のすべてを包含するものと解するのが妥当である。単に工事目的物の良否に関するものばかりでなく、近隣に与える影響等をも併せて考慮されるべきである。

なお「著しく不相当と認められる」の判断に客観性が求められることは、現場代理人の場合と同様である。

- 3 第3項から第5項について、発注者又は受注者は、対応結果として、措置請求の内容について具体的にどのように対応したのかを通知することになるが、措置請求の内容が不適

切であるとして拒否することも可能である。

- 4 現場代理人又は監督員の職務の執行に関する紛争及び技術者等の工事の施工又は管理に関する紛争については、第57条に定めるあっせん又は調停の手続きに進む前に、本条に規定する措置請求の手続きを経なければならない。

第13条関係

- 1 本条に規定する検査は、設計図書で指定しなければ全て不要となるので、設計図書の作成に当たっては十分留意すること。
- 2 第1項中の「中等」は、下等のものの使用を禁じるという趣旨であって、上等のものを使用することは、工事目的物の全体の調和を破壊しない限りこれを拒むものではない。
- 3 第2項中の「確認」は、監督員及び受注者の現場事務の簡素合理化の要請と相まって、J I Sマーク、J A Sマーク、品質保証書等を確認することをいう。また同項中の「検査に直接要する費用」は、社会通念に従って定めるべきものであり、特殊な検査に要する費用、監督員の出張旅費、日当等は含まない。
- 4 第3項において、受注者から工事材料の検査を求められたときは、監督員は、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。監督員が期間に応じないときには、受注者は第22条の規定により工期の延長を請求できる。しかしながら、検査を受けずに工事材料を使用することはできない。これは、工事材料についてはその品質が適性であったことを証明する方法が極めて乏しいことによるものである。

第14条関係

- 1 第1項及び第2項に関しては、設計図書で指定された工事材料又は工事に限られる。従って、発注者としては十分な配慮のもとに設計図書を作成すること。
- 2 第2項において、設計図書で監督員の立会いを義務付けられない工事については、立会いを求めることなく受注者の自主的な施工ができることとなる。このため、発注者は完成後外面から明視することができない工事については、必要に応じ設計図書で指定しておくこと。
また、第2項において、立ち会うべき工事を指定するほか、立ち会いを求めるべき具体的な方法等についても、設計図書で指定することができる。
- 3 第4項において、受注者が調合への立会い、施工への立会い又は見本検査を請求した場合において、監督員が立会い又は見本検査に応じないときには、受注者は第22条の規定により工期の延長を請求することができる。
- 4 第5項において、監督員が立会いや見本検査に応じない場合にも、受注者は見本又は工事写真等の記録を整備して工事を進めなければならないとするものではなく、工事材料の種類や施工段階によっては、監督員の立会いや見本検査を待っていたのでは、準備した工事材料が使えなくなったり、工程を止めておくために大きな費用がかかったりして、受注者に不利益が及ぶ可能性があるため、見本等を整備して工事を進めることができることとしている。
- 5 第6項中、「直接要する費用」は監督員の出張旅費等の間接的な経費は含まない。

第15条関係

1 第1項中、「規格又は性能」を設計図書において定めることとしているのは、中古品の建設機械等の場合には、単に規格を設計図書で定めても実際の稼働能力が的確に把握できないので、実際の性能を設計図書で定めようとするものである。

なお、貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。

2 第2項の趣旨は、発注者の検査・引渡しの段階で、設計図書の定めと異なっていること又は使用に適当でないことが判明した場合には、受注者から書面でその旨を通知させ、第5項及び第7項という明確な手続きを設けることによって、工期若しくは請負代金額の変更又は発注者による費用負担を確保し、受注者の立場を保護することにある。

3 第5項中、「…、又は理由を付した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。」は、支給材料又は貸与品の品質、規格又は性能等の実態が設計図書の定めと異なっている場合であってもその程度が軽微なとき、あるいは、発注者と受注者の間において見解の相違等がある場合には、その支給材料又は貸与品をそのまま受注者に使用させ、それによる責任は一切発注者が負担することが合理的である場合もあり、そのような場合を想定した規定である。

なお、第5項に掲げる措置をとる場合は、第7項の規定により、工期若しくは請負代金額の変更又は発注者による費用の負担が求められる。

4 第6項に掲げる措置をとる場合は、第7項の規定により、工期若しくは請負代金額の変更又は発注者による費用の負担が求められる。

5 第8項において、受注者が善良な管理者の注意を怠り、支給材料又は貸与品について損害を生じたときは、第10項の規定により損害賠償義務を受注者が負うこととなる。これに対して、受注者の故意過失によらない支給材料又は貸与品についての損害は、工事現場に搬入済みのものは、第30条の規定により、請負代金額の100分の1を超えるものは発注者の負担である。

6 第9項において、工事材料について加工、切断等によって生じた残材も本項の不要となった工事材料の概念に含まれるものであるが、発注者が特にそれらの返却を必要としない場合は、設計図書において返却を要しない旨を明記すること。

7 第10項において、「支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返却が不可能となったとき」とは、一般的には、支給材料の目的外の加工切断等、貸与品の破損等を想定しているが、その他、支給材料又は貸与品について善良な管理者の注意を怠り、火災、盗難等の損害を受けたとき等が想定される。

第16条関係

1 第1項中、「工事用地」とは、工事目的物が建設される場所そのものを意味し、「その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地」とは、設計図書において、発注者が提供すべきことを明示した工事用道路の用地、機械プラントの用地、労働者宿舍の用地等である。これらの用地については、設計図書について、発注者が特に提供することを定めるときにのみ確保義務が生ずるものである。

なお、他の条項で「工事現場」という用語が用いられているが、これは、工事用地よりも

やや広い概念であり、必ずしも発注者が確保した用地である必要はなく、受注者が工事の施工のために確保した土地等も含むものである。

また「確保する」とは、必ずしも土地の所有権を取得することだけに限らず、受注者の工事の施工を妨げる所有権以外の権利（地上権、地役権等の用地物権のほか、抵当権等の担保物件、用役借地権、漁業権、鉱業権等）を消滅させることも含む。また、このように権利を取得し又はこれを消滅させることのほか、物理的に障害物件等を除去することも含まれる。

- 2 工事用地等の確保義務があり、その確保ができない場合は、発注者は、工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。これによって、工期又は請負金額の変更、必要な費用の負担を行わなければならない。

なお、発注者が工事の中止を行わない場合でも、受注者は、工事の施工上必要とする日までに工事用地等が確保されなかったことにより、工期内に工事を完成することができなくなれば、第22条の規定により工期の延長を請求することができる。

- 3 「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するために必要な日をいう。
- 4 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれる。
- 5 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

第17条関係

- 1 第2項に規定する破壊検査は、「必要があると認められるとき」に限定されるが、これは、工事の施工が適正であるか否かの証明が施工部分を破壊しなければ確認し得ない場合に限る趣旨であり、ラジオアイソトープ等による検査など他の検査によることが技術的、経済的に可能であるときは、その方法によるべきことも考慮して規定している。

また本項の規定に基づいて、監督員が破壊検査を実施できるのは工事の施工部分であり、原則的には、出来形部分と解されるが、仮設等についても設計図書で指定している場合には含まれる。

- 2 第3項中、「相当の理由がある場合」とは、単に監督員が疑いを有するのみではなく、事実の認定につき客観的妥当性を必要とするので、特に留意する必要がある。
- 3 第4項中、「直接要する費用」は監督員の出張旅費等の間接的な経費は含まない。

第18条関係

- 1 第1項各号に定める請求を行う場合には監督員が判断できる資料等を添付させること。

なお、第1項中に定める請求を受けたときは、受注者の立場の保護を図るため、受注者の立会いの上事実確認を行い、調査の結果を受注者に書面により通知する。

- 2 第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は第20条第2項の規定により工事を中止させる場合もある。また、発見された事実が重大であるときには、「受注者が施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

- (1) 第4号の対象となる自然的な施工条件の例

工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば一部に軟弱な地盤がある場合、転石がある場合、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある場合

(2) 第4号の対象となる人為的な施工条件の例

予想し得なかった騒音規制、交通規制等、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等

3 第3項において、受注者は調査期間中の調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかからない限り工事を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時まで受注者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することとなるとともに、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となる。このため、調査終了から調査結果通知までの期間は、いたずらに長い期間とらないように注意すること。

4 第4項において「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、受注者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、第49条の規定により契約を解除することができることとなる。

5 第5項の「必要があると認められるとき」は「工期若しくは請負代金額を変更」のみに係るが、「必要があると認められるとき」か否かは発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

第19条関係

1 設計図書の変更を行う場合は、所定の変更決裁手続きを終了後、直ちに受注者に対し、工事内容変更通知書（第4号様式）を送付すること。この場合、写1部を契約担当課に送付すること。

なお、応急的に変更指示をしなければならない場合は、監督所管課又は設計担当課において所定の決裁手続きを経たうえ、書面により変更指示を行い、後日所定の変更手続きを行うこと。

2 発注者は、設計変更に伴い、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に生じた損害を負担しなければならない場合があるので、計画、設計、施工の各段階で十分検討し、できるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

第20条関係

1 工事の全部又は一部を中止する場合の工事中止通知書及び工事中止解除通知書の取扱いについては、「第19条関係」に同じ。

2 発注者は、工事の全部又は一部中止に伴い、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注

者に対し必要な費用を負担しなければならない場合があるので、計画、設計、施工の各段階で十分検討し、できるだけこのような事態の起こらないよう配慮すること。

- 3 工事の中止は、あくまでも「一時中止」であり、永久的な中止、すなわち工事の打切りは、本条の対象とするところではない。
- 4 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止せなければならぬ場合とは、現実的に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- 5 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるための労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第22条関係

- 1 本条は請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延長）を認める趣旨の規定である。
- 2 延長変更を請求できる場合については、受注者の責めに帰すことができない事由が要件となっているが、これには、不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないもの）や監督員の失火による火災等、発注者の帰責事由によるものも含まれる。

受注者がその責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成させることができないとして、本条の規定により工期の延長変更を請求した場合には、発注者は、受注者の申出が不当な場合を除き延長に応じなければならない。
- 3 受注者より工事期間延長申請書（第5号様式）の提出があったときは、監督所管課において所定の決裁手続を経たうえ、工事期間延長承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知すること。

第23条関係

- 1 第1項中、発注者の「特別の理由」は、発注者の自由な意思によるものであり、必ずしもこれを明示しないと短縮請求ができないわけではない。
- 2 特殊な事案によっては、発注者の特別な理由により、本約款の各条項によって工期を延長する場合において、当該延長をすることが困難であり、かつ、当初の工期をも短縮しなければならない場合も予想される。このような場合には、第1項と第2項とを合わせて適用することにより解決すべきである。

第24条関係

- 1 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条第1項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材

料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事施工の一時中止を通知した日とする。

第25条関係

- 1 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第23条第2項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第23条第2項においては、発注者が同条第1項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- 3 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

第26条関係

- 1 本条の規定に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。
なお、受注者からの請負代金額の変更申請書（第7号様式）の提出があったときは、監督所管課又は設計担当課へ回付するものとする。
- 2 第2項の「変動前残工事代金」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- 3 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定するものとする。
$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1000)]$$

S : スライド額
P1 : 請負代金額から出来形部分に相応する代金額を控除した額
P2 : 請求のあった日の設計単価を基礎として算出したP1に相応する額×（当初請負代金額／当初設計金額）
- 4 受注者から請負代金額の変更申請書の提出があった場合は、スライド額を算定し、協議書（第8号様式）により受注者に申し出ること。
- 5 受注者が協議書のスライド額を承諾したときは、承諾書（第9号様式）を提出させること。
- 6 第4項に規定する再スライドを行う場合には、上記を準用すること。
- 7 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある

原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

第27条関係

臨機の措置に要した費用は、第4項中において「受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。」と規定しているが、これは、その措置が一般的な管理行為に属するものとして当然に受注者が負担しなければならないものなど請負代金額の範囲内において受注者が負担することが適当であると認められるものは受注者の負担とし、請負代金額の範囲内に含めて受注者が負担することが適当でない部分については発注者が負担するということである。

この場合における発注者の負担額の決定に当たっては、受注者のとった措置の内容、それに要した費用の額等を勘案して、発注者及び受注者が協議して定める。

第28条関係

受注者が第56条において付保を義務付けられてない保険等（以下「任意保険等」という。）を自主的にかけた場合は、発注者の負担額を定めるに当たって、任意保険等によってん保された部分を損害の総額から控除しないこととしている。すなわち、発注者は、損害全額のうち発注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担し、受注者は、損害全額のうち受注者の帰責割合（過失割合）に相応する額を負担しなければならない。保険金等は、受注者の帰責割合（過失割合）に相応する損害部分のみ損害保険会社等から受注者に対して支払われるべきであり、発注者は、発注者の帰責割合（過失割合）に相応する部分についても保険金の支払いを請求するよう受注者に求めることはできない。

第29条関係

- 1 第1項において、通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、受注者が損害を賠償しなければならないという原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示による等、発注者の責めに帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。
- 2 第2項において「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避け得ないものとして考えるべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当することになる。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工方法を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工方法等に従うことを設計図書で明らかにし、受注者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについて本項を適用すべきである。
- 3 第2項後段の規定は、受注者の善管注意義務違反によって通常避けることができない損害が拡大した場合には、その損害全体のうち善管注意義務違反によって拡大した部分については、受注者が負うことを明確にしたものである。

第30条関係

- 1 第1項中の「天災等」の定義は、第20条第1項を参照のこと。
- 2 第2項中に定める損害の確認については、原則として監督員若しくは監督所管の課長又は起工所管の課長が行い、特に重要なもの、判断の困難なもの等は、必要に応じて災害調査委員会を設置し、同委員会において決定するものとする。また、損害の確認に当たっては、その発生原因（出水位、雨量、風速又は土質等）を調査し、損害が受注者の善管注意義務を怠ったことに基づくものか否かを判定し、その確認を行う。

なお、損害額の算定に必要な資料（図面、数量等）を受注者に提出させるとともに被災額についても参考資料として提出させるものとする。

（1）出来形

その部分が施工されていたことを確認するため、施工中の写真、出来形を示す写真及び被災直後の状況を示す写真等が必要である。したがって、日常の施工管理を十分行うとともに被災のおそれのある箇所については、これらの確認ができる資料を整備しておくこと。

（2）工事材料

設計図書に検査を明記しているものは、材料検査簿等により数量、規格等を確認し、検査を指定していない材料については、工程の進捗状況を勘案し、写真、納入伝票等により確認すること。

（3）工事仮設物

設計図書において指定しているものについては、設計図書に基づき損害の実態を確認するものとする。また、工程表等を参考として仮設物が設置されていたことを示す写真及び被災直後の状況が確認できる写真が必要である。

- 3 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいう。
- 4 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取り扱うこと。
- 5 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取り片づけに直接必要とする費用をいう。

第32条関係

第2項前段において、受注者が正当な理由なく立会いを拒否した場合には、受注者の立会いを得ずに当該期間内に検査を完了すること。

第33条関係

第3項において、遅延日数が約定期間の日数を超えた場合においては、約定期間は満了したものとみなされ、発注者は、請負代金額の支払いについて履行遅滞になり、第54条第2項の規定により遅延利息の支払義務を負うこととなる。

第34条関係

- 1 第1項において、発注者から部分使用の承諾を請求された場合に受注者がこれに応じるか否かは自由であり、また、承諾に当たって、使用方法、時期等に条件を付けることも可

能であるので注意すること。

また、部分使用に当たっては、部分使用申入書（第10号様式）により受注者に通知し、部分使用承諾書（第11号様式）の提出を求めること。

- 2 第3項に規定する損害は、使用部分そのものに生じたものに限られず、工事目的物の他の部分について生じた損害であっても、それが当該部分使用に起因して生じたものであれば、発注者が必要な費用の負担をしなければならない。

また、本項の損害賠償責任は、必ずしも、発注者の故意又は過失を要しない。発注者がいかに注意を払っていても、部分使用によって損害を及ぼした場合には、発注者は受注者に対して損害を賠償しなければならない。

第35条関係

- 1 受注者は、前払金又は中間前払金の支払いを請求しようとするときは、前払金交付願（第17号様式）又は中間前払金交付願（第18号様式）に必要な書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を添付して、起工担当課（支出担当課）に請求しなければならない。

- 2 第4項は、受注者が中間前払金の支払いを請求するためには、あらかじめ、工事監督課の中間前金払に関する認定を受けなければならないことを規定している。受注者は、認定請求書（第19号様式）及び「中間前金払における認定方法について」（平成29年3月27日技術監理局長通知）で指示する書類を工事監督課に提出して、認定を受けなければならない。

工事監督課は、認定請求書を受け付けた日から原則として7日以内に調査を行い、当該結果を認定調書（第20号様式）により通知しなければならない。

第36条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下回らないよう注意すること。

第38条関係

- 1 本条において「製造工場等にある工場製品」とは、橋梁の上部構造、ダムゲート等のように工場において製造する特殊な製品がある場合を想定したものである。
- 2 第6項の算式中「 $(\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}$ 」については、「 $(\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) \div \text{請負代金額}$ 」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。

第39条関係

第2項の算式中「 $(\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金額}$ 」については、「 $(\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) \div \text{請負代金額}$ 」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。

第41条関係

- 1 第1項は、受注者は、契約直後にまとめて請負代金額の全体の一定割合の前払金及び中間前払金を請求することはできず、各会計年度毎に、その年度の出来高予定額の一定割合の前払金及び中間前払金を請求しうるにとどまることを規定している。（債務負担行為工事における前金払の原則）

また、契約を締結した年度は、予算成立後に契約は締結されるために予算執行上の問題はないが、翌年度以降は、会計年度当初に予算が成立していない場合もありうるので、予算の執行が可能な時期以降にのみ前払金及び中間前払金の請求ができることとしている。

- 2 第2項は、契約会計年度（初年度）と翌会計年度（2年度）について第1項の特則を置き、初年度には前払金及び中間前払金を請求できず、翌会計年度（2年度）に初年度分と翌年度分をあわせて請求できることとしている。そして、翌々年度以降（3年度以降）については、第2項の特則が適用されないので、第1項の規定にしたがって、各会計年度毎の出来高予定額の一定割合の前払金及び中間前払金を請求できることとなる。

本項は、ゼロ国債等のように、初年度の支払限度額が全く無い債務負担行為を対象にしているものであり、本項を適用するためには、設計図書に契約締結年度には前払金及び中間前払金の支払いを行わない旨を定めなければならない。

また、第2項は、契約会計年度分の前払金及び中間前払金を翌会計年度にあわせて支払う旨の第1項の特則であるので、第4項及び第5項と矛盾する点はなく、第4項及び第5項は、第2項が適用される場合にも、そのまま適用される。例えば、翌会計年度当初において、契約会計年度末における請負代金相当額が契約会計年度の出来高予定額に達していない場合には、第4項及び第5項の規定が適用され、受注者は、請負代金相当額が契約会計年度までの出来高予定額に達するまでの翌会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 3 第3項は、初年度と翌年度について第1項の特則を置き、初年度に支払うべき前払金及び中間前払金の額に翌年度に払うべき前払金及び中間前払金の額を加えた額を初年度に前払金として請求することができることとしている。そして、翌々年度目以降（3年度以降）については、第3項の特則が適用されないので、第1項の規定にしたがって、各会計年度毎の出来高予定額の一定割合の前払金及び中間前払金を請求できることとなる。

本項は、ゼロ国債等の場合とは逆に、初年度の出来高予定額が極めて少額であるにもかかわらず、初年度に出来高予定額を相当程度上回る支払限度額が設定される場合を対象にしているものであり、本項を適用するためには、設計図書に契約締結年度に翌会計年度の前払金及び中間前払金を含めて支払いを行う旨を定めなければならない。

また、第3項は、翌会計年度分（2年度）の前払金及び中間前払金を契約会計年度（初年度）に前倒して支払う旨の第1項の特則であるので、翌会計年度については、そもそも前払金及び中間前払金が契約会計年度に支払われてしまっているため第4項及び第5項の適用はありえないが、翌々年度以降（3年度以降）については第4項及び第5項と矛盾する点はなく、第4項及び第5項は、第3項が適用される場合にも、そのまま適用される。たとえば、翌々会計年度当初（3年度当初）において、翌会計年度末（2年度末）における請負代金相当額が翌契約会計年度（2年度）の出来高予定額に達していない場合には、第4項及び第5項の規定が適用され、受注者は、請負代金相当額が翌会計年度（2年度）までの出来高

予定額に達するまで翌々会計年度（3年度）の前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 4 第4項は、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、受注者は、実施工高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の支払いを請求することができないこととしている。そして、この場合には、受注者は、請負代金相当額が出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長しなければならない。さらに、受注者が保証事業会社への保証期限延長の請求を行うこととなる。

第42条関係

- 1 第1項は、会計年度末における出来高累計額が、出来高予定累計額を超過したときの出来高超過に対する部分払の請求権を規定している。

債務負担行為に基づく契約では、各会計年度ごとに出来高予定額を定めているので、会計年度末における受注者が施工した出来高の累計額が出来高予定額累計額を超過することも考えられる。そのため、出来高を超過して施工された場合には、受注者は次年度当初にその出来高超過額部分について、それに見合う部分払を請求することができることとしている。これは、受注者の資金的負担を早急に軽減するための特別の措置である。
- 2 第3項の算式中「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額」については、「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）÷当該会計年度の出来高予定額」で算出した数字の小数点以下第3位を切り上げて計算すること。
- 3 本条に基づく部分払の場合には、技術監理局検査課所管の「完成（一部完成・出来形・中間）届」の「今回支出額」欄に記載する金額の算出基礎とするため、部分払金額算出表（第16号様式）を添付すること。
- 4 「公共工事の前払金及び部分払に関する取扱要綱（昭和44年3月31日市長決裁）」第4条第3項に該当する場合で、かつ、契約会計年度（初年度）に前払金及び中間前払金を支出した場合、翌会計年度（2年度）に部分払を行う時は、第3項の算式中「前会計年度までの支払金額」、「前年度までの出来高予定額」及び「出来高超過額」とあるのは「0」とし、「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）」とあるのは「当該会計年度までの前払金額及び中間前払金額」、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度までの出来高予定額」と読み替え、これらの規定を準用する。

第45条関係

第1項において発注者が契約を解除することができるのは、「工事が完成するまでの間」すなわち、契約の成立後で工事の完成前に限られる。このため、受注者が工事を完成したが、工事目的物の引渡しはまだ行われていないときに、解除することはできない。

第46条及び第47条関係

- 1 契約担当課長は、第1項の規定により契約を解除する場合は、受注者に対し、工事請負契約解除通知書（第14号様式）により契約の解除を行うこと。この場合において、受注者

に対する解除通知書は、配達証明付内容証明郵便によること。また、受注者の住所等を確認することができない場合における当該通知書の送達については、公示送達の方法等を検討のうえ処理すること。

- 2 契約を解除しようとする工事について前払金をしているときは、前払金の保証人である保証事業会社に対し、あらかじめその旨を予告し、契約解除の時点で解除を行った旨を第15号様式により通知すること。
- 3 契約を解除する場合、契約担当課長は、受注者の施工に係る出来形部分及び当該出来形部分に対する代金額の確認については、受注者を工事現場に立ち会わせてうえ、確認すること。なお、受注者と連絡がとれない等、受注者を立ち会わせることが困難な場合は、この限りでない。

第47条の2関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第46条及び第47条関係」に準ずる。

第47条の3関係

契約を解除する場合の取扱いについては、「第46条及び第47条関係」に準ずる。

第52条関係

- 1 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれる。
- 2 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

第53条関係

- 1 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成できないときは、履行遅滞に係る損害金の支払いを受注者に請求することとなるが、完成（出来形）届に記載された期間のみでは、その理由が受注者の責めに帰すべきものであるのか又は天候の不良、物不足等受注者の責めに帰することができないものであるかが書面上明確でないので、損害金支払請求の判断資料として工事期間遅延理由書（第12号様式）を添付すること。
- 2 損害金支払請求の基礎となる残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金相当額を控除した額）は、工期末に受注者立会いのうえ、契約工期末現在出来形確認書（第13号様式）により確認し、当該損害金支払請求額を算定すること。なお、当該確認書は、完成（出来形）届に添付すること。
- 3 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- 4 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）に記載し、又は記録したの工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第55条関係

契約不適合責任期間は2年とし、契約書等に記入する。ただし、設備機器本体（メーカーから購入し備え付けるもの等）、室内の仕上げ、装飾、家具、植栽等については1年とする。

※注：「契約保証の種類と手続き」（第4条関係）、様式 省略